

「広島市西区厚生部・西区地域福祉センターで使用する電気」の質疑応答書

令和3年1月22日

一般競争入札参加者各位

広島市長

番号	仕様書頁等	質問	回答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札金額の公表については、お見込みのとおり総額のみです。
2	入札説明書11 その他(2) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(2)に契約手続きにおける交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続きに関しては、協議不可ですが、契約締結後は契約書(案)第18条第1項の規程に基づき、協議を行うこととなります。
3	入札説明書9 (4)イ	郵送で、1回目のみ入札に参加することは可能ですか。可能な場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	可能です。また、入札説明書9(4)イのとおり、入札書は入札回数に相応するものをそれぞれ封筒に入れて封印し、提出する必要があることから、2回目以降の入札を辞退する際は、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出して下さい。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金、月額(1)欄は力率割引を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行わない。	① お見込みのとおりです。 ② 入札説明書9(3)エ(注)3に記載しているとおりです。
5	その他	一般送配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。	管轄電力会社の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及ぶうる事項につき変更協議することは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。